



2021年6月25日（金）第139号

国連経社理特別協議資格NGO  
国際人権活動日本委員会  
〒170-0005東京都豊島区南大塚  
2-33-10 東京労働会館 1F  
tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431

## 国際人権条約、日本政府報告の進捗について

議長 鈴木 亜英

※本稿は鈴木議長が自由法曹団五月研究討論集会特別報告集のために執筆した報告原稿を加筆訂正したものです。

### 一、遅れている国際人権規約の審査

国際人権規約二本柱のひとつ自由権規約の委員会審査が遅れている。本来なら、昨年中には行われるはずの自由権規約の政府報告審査がコロナ禍の影響で、じりじりと先延ばしになっている。コロナの終息が見えないなかで、次の開催日も不明の状態になっている。遅れているのは日本だけでなく、国連関連委員会は今のところ世界的な機能マヒの中にある。いまは審査の行われるジュネーブに入ることさえ儘ならない。国際人権条約は主だったところだけでも7つあり、人権諸条約を批准した国は、定期的に人権状況を報告する義務があり、その都度、各条約機関の審査を受けることになっている。自由権規約や社会権規約ではその間隔は今のところ4年に一度ということになっている。自由権の政府報告審査は毎年3月、7月、10月に開催される定例の3会期（1会期は3週間）で行われ、1会期につき、約10ヶ国が順次審査対象となってきたが、相当数がこの渋滞に巻き込まれている。

### 二、開催の遅れは人権改善の機会を損う

国連機関に責任のないこととは云え、開催の遅延は人権の改善にとって好ましいものではない。自由権規約の締約国は現在173ヶ国、社会権規約のそれは現在171ヶ国（いずれも2020年10月現在）であり、順次審査を受けるとすると、一国の審査所要時間は原則1日しかない。人権の進捗は審査を受ければよいというものではない。審査を契機に足らざるところを正すところに意味があるから、審査は人権状況改善にとって好機であり、遅れても構わないと云えるものではない。

### 三、完了している私たちの準備

私たち自由法曹団は自由権規約、社会権規約等にかかわる人権課題を抱える諸団体とともに国際人権活動日本委員会（参加48団体）に結集して、様々なかたちで規約の実進を進めてきた。この諸団体から提出されたカウンターレポート（政府報告に対する反論的レポートのこと、日弁連はこれをオルタナティブレポートと呼ぶ）を検討し、提出されたレポートをまとめて、前記日本委員会レポートとして国連に送っている。日本委員会は「経社理特別協議資格」と呼ばれる国連NGO資格を有し、活動報告を含め各種報告を授受し、常時国連の諸委員会と連絡を取り合い、情報を得ている。人権審査に当たっては参加者に必要とされる入場のためのバッジ申請も代行している。第7回目審査となる今回審査は私たちが用意したレポートを列挙すると次の10の項目である。

- 1、個人通報制度の速やかな批准により、国内の人権侵害事案を国際機関に通報する道を早期に開くこと。
- 2、人権制約概念として「公共の福祉」を用いることの特異性について。
- 3、刑事再審手続きにおける証拠開示の徹底を求めること。
- 4、入学式・卒業式などにおける「日の丸」及び「君が代」の強制の中止を求めること。
- 5、治安維持法犠牲者への賠償をはじめ、国際人権・人道法の見地からの戦後処理を求めること。
- 6、障がい児に対する人権に基づく「包括的性教育」の実施を求めて。
- 7、レッド・パーズ被害者への謝罪と賠償。
- 8、教科書検定制度を通じて、政治的意図を介入させることを止めること。
- 9、JAL差別的不当解雇問題について、早期に解決することを求めること。（差別禁止の見地からの主張）

2020年11月に行われた第24回総会（前列中央が鈴木亜英議長）



変重要な役割を果たすが、人権の国別審査で主役を演じるわけではない。自国政府が人権状況について真の姿を伝えていないときに、審査前に意見を述べる機会を与えられるが、それには限界がある。

私たちは国内の裁判において、憲法にはない特色を持つ国際人権規約を用いて権利主張ができる。国際人権条約はいずれも締約国内において、活用されて初めて意味がある。それ故、不慣れを厭わず、まず使ってみることから始める必要がある。しかし、国際人権を批准しただけで、国が個人通報制度を導入していなければどうなるか。国際機関から国際水準の人権チェックを受けることがないとなれば、裁判官にとって一つの安心材料になり、緊張感は緩む。個人通報があった場合に備えて、人権規約の成否を丁寧に検討することはほとんどないからである。それ故、裁判官は人権規約について、研鑽を積む意欲も機会も奪われる。これまでの日本の裁判所はそうした色合いを強く持っていた。国際人権規約は憲法にない様々な利点があるにもかかわらず、弁護士も国際レベルの人権にアクセスすることを怠りがちとなる。国際人権を活用していないことや誤って適用することが許されてしまい折角の意義は無に帰することになりかねない。

10、消防職員の団結権を奪うことを合理化した日本政府の国際人権規約の「解釈宣言」は撤回し、消防職員の団結権を認めることを求める。

※今回は自由権規約の審査であるから、市民的及び政治的権利に対する規約違反が中心である。

#### 四、なぜ人権条約の国別審査に取り組むことが重要か

日本は多くの人権条約を批准しながら、それぞれの条約に携わる個人通報制度の導入について必要な条約批准をしていない。個人通報制度の導入に当っては、人権の本体条約とは別の付随的条約と呼ばれる別条約を批准しなければならない。国内で人権規約の適用を求めて、その裁判手続きに及んでも、終局判断において権利が認容されなかった時、当該条約を監視する機関に不服申立のできる仕組みが機能していなければならない。しかし、この個人通報制度を利用する道は未批准ゆえに残念ながら閉ざされている。このことによる人権の遅れは非常に大きなものがあり、例えば、「報道の自由」の世界ランキングは66位、「ジェンダー」のそれにあっては120位である。他の人権分野も押しなべて低い水準にとどまっています、政府は人権立国を口にするが、今や見る影もない。日本は周回遅れの人権国家と呼ばれている。北欧各国が一位、二位を争う姿は羨ましいと云う外ない。そんな日本に唯一国際人権機関に直接関わる機会は、4年に一度の人権の国別審査である。

しかし、国別審査の当事者は条約を批准した当事国と条約の監視機関である各種人権委員会である。自由権規約であれば自由権規約委員会、社会権であれば社会権規約委員会がそれである。これらの委員会はILOとかWHOと云った国連の機関ではなく、条約委員会と呼ばれ個々の人権条約に備わった条約履行の監視機関である。私たちNGOは国別審査において、カウンターレポートを提出することで、人権条約の本当の姿を伝える大

結局個人通報制度の未批准国は批准国に人権水準において大きく水をあけられてしまうことになる。

私たちはそれゆえ、個人通報制度を早期に批准すること、本稿では触れなかった国内人権機関も同じように躊躇なく設置し、国際人権を用いることが普通の社会を早く実現したい。このような不十分な体制にある日本にとって、自由権規約の国別審査はこの不足を辛うじて補うまたとない機関なのである。



2020年12月に行われた人権デー交渉（外務省前にて）

# 自由権規約と入管法改定

首都圏移住労働者ユニオン 本多ミヨ子

2021年5月18日（火）、突然飛び込んできた「政府、入管法改定法案取り下げ決める」「入管法改定案廃案に」のニュースは、長年移住者支援を続けてきた多くの人たちを歓喜で包みました。私も廃案が間違いないとわかったとき、心からほっとし、喜びがわき上がってきました。衆議院法務委員会での審議中、何回も「今日強行採決」というわさが流れ、そのたびに胸の痛くなる思いをしていたからです。

マスコミも力を発揮しました。名古屋入管施設内で3月に亡くなったスリランカ人ウィシユマさんの死の真相も明らかにしないまま、さらに入国管理庁の権限を強める法案に問題ありとして連日取り上げ、世論を変え、廃案に持ち込む大きな力になりました。

## 国連の懸念―「自由権規約では、自由が原則、収容が例外と定めている」

国連は2回にわたって入管行政に懸念を表明しました。2020年9月、国連人権理事会の恣意的拘禁作業部会（以下作業部会）は長期収容を問題にし、「収容は、収容の必要性を個別に評価した上での例外的な最終手段でなければならない」と見解を出しました。日本政府が国連の見解に基づく解決を図るのであれば、まずは全件収容主義を撤廃し、収容をあくまで例外的な措置としなければならないはずでした。ところが今回出された改定案は「3回以上難民申請をした人は、国に送り返す」という、非人道的な方法で長期収容者を減らそうとするものでした。国連は「長期収容は人権侵害だから改めなさい」と言っているのに「国に送り返す」



ことによって長期収容を解消しようとしているという、正反対の対応をしてきたわけです。

国連はこの対応に大きな懸念を表明し、共同書簡を発表しました。共同書簡は2021年3月31日、「作業部会」と「移住者の人権」「思想信条の自由」「拷問など」に関する三つのテーマの各特別報告者によって出されました。作業部会に加えて3つのテーマの特別報告者との共同書簡であり、さらに重みのあるものになりました。特にこの書簡は審議中の法案に関する懸念であり、かなり異例でした。それだけ法案に対する懸念が大きかったことを示しています。

改定案について書簡は「日本も批准している自由権規約では、身体の自由が原則で、収容は例外的だと定めている」として、人権上の懸念が残ると指摘していました。また「申請が3回を超える難民申請者らの送還を可能にする条項は、迫害を受ける危険のある国へ送還してはならないとする『ノン・ルフールマンの原則』などに違反する恐れがある」として「深刻な懸念」を示すものでした。

## 来年の通常国会に再提出される危険性あり

ひとまずほっとしましたが、これでめでたしめでたしという訳にはいきません。来年の通常国会に再提出される危険性大です。取り下げが決まった後、与党修正案が明らかになりました。それは小さな改善点はあるものの、全件収容主義、収容時の司法の審査無し、収容期限無しというもので国連が懸念している人権侵害を是正するものではなく、最悪の人権侵害である「3回以上の難民申請者を国に送還する」こともわかりありませんでした。まだまだ闘いは続きます。がんばろうと思います。みなさんの力を貸してください。



## 国際人権法に基づいた入管法の確立に向けての声明

今年3月、名古屋入管に収容されていたスリランカ女性ウィシュマさんが失意のうちに死亡した。これにより日本政府による人権無視の入管施設の状況が改めて明らかになった。このような状況の中、国際人権法に背を向ける入管法改正案は、5月19日、多くの国民からの非難の声に押され遂に今国会での成立が見送られた。

2020年9月、国連人権理事会の恣意的拘禁作業部会は、日本の入管収容制度に関する意見書を日本政府に対して発表していた。その中で、司法の承認や審査なしでの入管収容や仮放免が繰り返され、入管行政に無制限の裁量を与えているとして、「庇護を求めることは犯罪行為ではなく、世界人権宣言第14条に明記された普遍的な人権である」などと示していた。これに対して日本政府は「コメントできない」として反論していない。

日本政府は2021年2月、「出入国管理及び難民認定法」の改正法案を閣議決定し、4月中の国会では採決を目指した。この情報を受けて、恣意的拘禁作業部会及び国連人権理事会の3名の特別報告者は、3月31日、共同書簡を日本政府に送り、改正法案に対する懸念事項を表明し、①依然として収容の期間や仮放免の権限を入管に与え、裁判所や司法当局の承認によらずに被収容者が恣意的に

拘禁されることになり、日本は締約国として自由権規約第9条に反している ②新たな「管理措置」は、300万円を超えない保証金の支払いに加え、親族や支援者を「管理人」として定め、対象者を「監視」する義務を負わせ、違反した場合には過料を科すなど過度に制約的であり、被収容者並びに管理人双方のプライバシーの権利を侵害するものである ③3回以上の難民申請者は送還の対象にするという改正案は、いかなる例外もない絶対的なものである「ノン・ルフールマンの原則」（迫害の恐れのある国へ送還してはならない）に反する恐れがあり、この規定の順守を強く求めることなどを指摘した。

このように日本の入管行政は厳しく国連から指摘されていたにも関わらず、スリランカ女性に対する入管の対応は著しく国際法に反する人権を無視した行為であり、決して許されるものではない。徹底的な真相の解明と責任者の追及を求めるものである。

全ての人の生命と自由が守られ、そして国際法に基づく入管法の真の改正を早急に目指すことを国際人権活動日本委員会は日本政府に要求する。

2021年6月7日

国際人権活動日本委員会  
議長 鈴木亜英

## イベントニュース

6月1日 (火)

「国連・人権勧告の実現！」実行委員会主催による院内学習会が17時、参議院議員会館・講堂で開かれ、「日本の人権問題を解決するために何が必要か！」のテーマで開催された。

基調演説として神奈川大学名誉教授の山崎公士氏は、日本が締約国として個人通報制度を承認していない現在、人権条約に基づかない個人通報制度の活用の重要性を強調した。この中で山崎氏は、人権理事会の特別報告者や作業部会へ通報できるこの制度を紹介し、先日、日本での難民申請者に対する入管の対応が問題となり、恣意的拘禁者作業部会が日本政府に対して条約違反の見解を示し入管法の見直しを要請したことを解説した。同時に国家から独立した国内人権機関の早期創設を述べ、拘禁施設内で起きる公権

力による人権侵害を救済するためにも、現在、法務省が刑務所や入管を所管する部署と同時に、人権侵害を扱う人権擁護局などの人権行政を行っている矛盾を指摘した。その後、「深刻化する朝鮮学校差別」「入管法改悪と人権侵害」「コロナ禍とジェンダー」と題する人権問題の報告と各団体からのアピールが続いた。コロナ禍の中、ライブのみの開催で参加者は約70名だった。



## 今後のイベント

### 「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会

講演：岡田正則さん（早稲田大学大学院法務研究科教授）

日時：2021年7月18日（日）10:30～17:00

場所：日比谷図書文化館コンベンションホール（旧日比谷図書館）

このニュースは会員・支援者の皆様にモノクロ印刷してお送りしておりますが、ホームページではカラーでご覧になれます。

URL:<http://jwchr.s59.xrea.com/>

### 当面の日程

#### 第7回幹事会

- ・ 7月30日（金）18時30分～
- ・ 東京労働会館5階会議室

#### 第8回拡大幹事会

- ・ 8月
- ・ ※詳細は改めてお知らせします

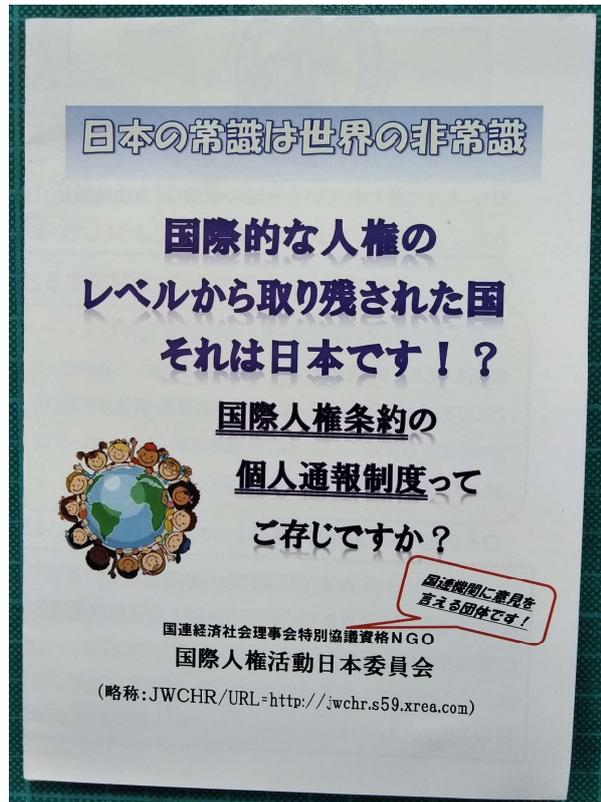
## 「個人通報制度ってご存じですか？」（タイトル名） のパンフレットを発行

国内の人権が国際基準に則って守られているか？  
この判断を下すには次の3要素が必要とされています。  
国際人権条約の批准、国内人権機関の設立、

そして個人通報制度の実現です。1979年の社会権規約・自由権規約の批准以来、日本は国際社会の一員として、多くの人権条約を批准してきました。しかし、国際人権条約上、守られるべき人権が侵害された際、その救済を訴えることが出来る個人通報制度が認められていません。そして、訴えの窓口となり、申し立ての検討や情報の収集、行政に対する改正や改革の勧告などを行う、国から独立した国内人権機関もありません。日本政府は条約違反の疑いのある問題に対して、条約機関から長年に渡り勧告を受けていますが、「勧告には従う義務がない」との態度を取っています。国際条約を批准した締約国としての資格が疑われる対応です。個人通報制度の導入に否定的な理由の一つは、国内の判決と異なる見解が出されたら国の司法制度がどうなるのか、というものです。その際、日本政府は指摘された問題に係わる国内法を、国際人権条約に沿うよう改正すればよいのです。このことが締約国としての責任を世界に示すことになるでしょう。

個人通報制度に関するとても簡潔なパンフレットを作成しました。是非、多くの方々に宣伝していただけますようお願い致します。

国際人権活動日本委員会



## 国際人権活動日本委員会 会員並びに支援者の皆さまへ

### カンパのお願い

いつも変わらぬ温かいご支援・ご協力をいただき心からお礼申し上げます。

長引くコロナ禍の影響により日本委員会の活動も少なからず制約を受け、とりわけ夜の外出自粛を考慮し、国際人権入門講座の開催が昨年11月以降中断した状態であることは、開催を期待されている皆さまに大変ご迷惑をお掛けしております。この感染症のパンデミックの中、日本社会においても多くの人々が生活に窮する状態に置かれ、生きる権利、健全な生活を維持する権

利が脅かされています。改めて憲法や国際人権法の基づく人権の存在が問われる状況です。日本委員会は秋に向け、この深刻な人権問題の提起と解決を考え、人権講座の新たなテーマと信頼ある講師を迎えての企画に取り組んで参ります。そして、本来の活気ある多くの参加者を交えての代表者会議の開催を目指して参りますので、皆さまのご支援と援助を心からお願い申し上げます。

2021年6月23日